

世界遺産を活用した誘客促進事業業務委託仕様書

1 趣旨

本業務は、秋田県北部地域の周遊観光を促進するため、白神山地や伊勢堂岱遺跡、大湯環状列石といった世界遺産を活用した旅行商品の造成及び販売を支援するものである。

2 契約期間

契約締結の日から令和7年3月28日まで

3 事業内容

(1) ターゲットの設定

商品造成を行う上でのターゲットを設定すること。提案を踏まえ、受託者決定後に協議のうえ、確定する。なお、秋田県北部地域の世界遺産には、次の層が関心が高いと推定されるため、参考とすること。

- ・白神山地
40～70代の首都圏在住者
- ・伊勢堂岱遺跡、大湯環状列石
50～70代の首都圏在住者

(2) モデルコースの作成

(1) で設定したターゲットをもとに、実際の旅行商品造成を視野に入れたモデルコースを2本以上作成すること。モデルコースを作成する際は、現地観光関連事業者とすりあわせを行うこと。

各モデルコース内には、秋田県内の世界遺産を最低1か所ずつ組み込むこと。

(3) モデルコース実証ツアーの実施

モデルコースの磨き上げを図るため、旅行会社等を招請し、実証ツアーを開催する。

①招請時期 令和6年7月～9月

②招請対象 首都圏等の旅行会社5社程度（(1) で設定したターゲット層だけでなく、できるだけ訴求先の異なる旅行会社を招請すること）

(4) モデルコース実証後の分析

モデルコース実証ツアー参加者と打ち合わせを行い、商品造成にかかる課題点の整理と、解決するための道筋を提示する。

(5) 地元業者との調整とタリフの作成

(4) で出た課題を解決するため、現地観光関連事業者と打合せを行い、商品造成に向けた改善等を行う。改善したものはタリフ化すること。

(6) 商品説明会の実施

モデルコース実証ツアーに参加した旅行会社や首都圏等の旅行会社など15社以上を参集し、東京都内で商品説明会を実施すること。

説明会はできるだけ11月までに実施し、その後、ツアー造成に関するフォローアップを行うこと。

また、旅行商品の造成件数等を本事業のKPIとして提案すること。

(7) 業務完了報告

実施した業務の内容について、評価・考察（成果のまとめ、課題、解決策、今後の展開等）を盛り込んだ業務完了報告書を作成する。成果のまとめについては、旅行商品造成の実績（実

売は令和7年度以降でも可) について報告することとし、旅行商品が造成されなかった場合は、その理由を聞き取り、報告書に明記すること。なお、報告書は現地観光関連事業者等へフィードバックを行う前提で作成すること。

4 契約に関する条件等

(1) 打合せについて

受託者は、本県が求める、随時の打合せに対し、速やかに応じられる体制を整えることとし、本県の事務所（誘客推進課内）又はオンラインで実施する。

(2) 再委託等について

- ・受託者は、本業務のすべてを第三者に一括で再委託し、または、請け負わせてはならない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、体系図及び工程表を事前に書面にて提出して本県の承認を得るものとする。
- ・受託者は、上記により、再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所等を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

(3) 業務の履行に関する措置

- ・本県は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ・受託者は上記の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本契約にかかる制作物の著作権は全て本県に帰属することとし、本県は二次使用を含むあらゆる使用について受託者の許可を得ることなく、自由に使用ができるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならず、契約終了後も同様とする。

(6) 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守するものとする。

(7) その他

この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。